

平成 21 年 3 月 25 日

各 位



会社名 株式会社 A C C E S S
代表者名 代表取締役社長 鎌田 富久
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 社長室長 松本 順一郎
(TEL. 03 - 5259 - 3564)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 21 年 3 月 25 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 4 月 22 日開催の当社第 24 回定時株主総会で承認されましたストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日の前日の平成 21 年 4 月 2 日に決定する予定です。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、また、当社及び当社子会社の顧問に対する報酬の一部とすることを目的としています。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3 名 (計	130 個)
社外取締役	2 名 (計	60 個)
当社監査役	3 名 (計	15 個)
当社顧問	1 名 (計	20 個)
当社従業員	527 名 (計	2,092 個)
当社子会社の取締役	2 名 (計	40 個)
当社子会社の従業員	192 名 (計	630 個)
		合計 730 名
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 2,987 株
各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。
 - (3) 新株予約権の総数
2,987 個
 - (4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
 - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる額とする。行使価額は、当初、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。但し、その価額が新株予約権の

- 割当日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。
- 平成 21 年 4 月 3 日から平成 31 年 3 月 24 日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 取得条項は定めない。
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「完全親会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。
- 交付する完全親会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
 完全親会社の普通株式
 新株予約権の目的である株式の数
 (2)に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の付与株式数)に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割り当てられる完全親会社株式の数(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。但し、かかる調整により承継後の付与株式数が 0 となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた付与株式数の調整事由に基づく付与株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前付与株式数に適切に反映したうえで、調整後の付与株式数を算出するものとする。
- 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)
- (6) 新株予約権の権利行使期間
- (7) 新株予約権の行使の条件
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- (11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権の権利行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より(6)に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項(8)に準じて決定する。

権利行使の条件及び取得条項

(7)及び(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 新株予約権の割当日

平成 21 年 4 月 3 日

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 20 年 3 月 25 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 20 年 4 月 22 日

以上